

# 商品であって使用しない軽自動車等に対する 軽自動車税課税免除の手引き（府中市）

平成29年度より、中古軽自動車等の販売業者が賦課期日（4月1日）において、商品として所有し、かつ展示しているもので販売を目的としている中古軽自動車等について、申請により、軽自動車税の課税免除を受けることができます。

## 1 対象車種

- ・軽四輪車
- ・軽二輪車（125cc超～250cc以下のバイク）
- ・軽三輪車
- ・二輪の小型自動車（250ccを超えるバイク）

## 2 要件【次の（1）～（2）の要件を全て満たすこと】

### （1）販売業者の要件

- ① 中古自動車を販売することを業とするもので、古物営業法第3条第1項に規定する古物営業の許可を受け、かつ古物営業法施行規則第2条第4号に規定する自動車及び同条第5号に規定する自動二輪車を取り扱うもの（以下「販売業者」という。）であること。
- ② 市税を完納していること。

### （2）車両に対する要件

- ① 道路運送車両法第3条に規定する軽自動車（二輪、三輪、四輪）及び二輪の小型自動車（側車付のものを含む。）であること。
- ② 賦課期日において、販売業者が商品として所有し、かつ所有者及び使用者の名義が、課税免除を受けようとする販売業者と同一であること。
- ③ 販売業者が、古物営業法第16条に規定する古物の帳簿等（以下「古物台帳」という。）に商品として記載し、かつ府中市内に展示しているもので、販売を目的としたものであること。
- ④ 社用車、試乗車、リース車、営業車、代用車、レンタカー等に使用されるものでないこと。
- ⑤ 賦課期日において、販売業者の取得日以後の走行距離が100キロメートルを超えていないものであること。

## 3 申請期限・提出書類

賦課期日の属する年度の4月10日(その日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までに次の書類を提出してください。

- ① 府中市軽自動車税課税免除申請書
- ② 古物営業法第5条第2項に規定する古物商許可証の写し
- ③ 道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則第63条の2に規定する軽自動車届出済証の写し
- ④ 古物台帳の写し(課税免除の申請をされる車両にアンダーライン等のしるしをお願いします。)
- ⑤ 展示状態の写真(展示状況及び車両番号が確認できるものを車両1台につき1枚。③の車検証の写しの裏にそれぞれの車両ごとに糊付けしてください。)

※ 課税免除を受けた車両で翌年度も引き続き免除を受ける場合は、再度申請が必要です。

#### 4 決定

課税免除の申請があったものについて、書類の内容を審査したうえ、課税免除の適否を決定します。課税免除することを決定したときは、「軽自動車税課税免除決定通知書」により申請者に通知します。また、却下することを決定したときは、「軽自動車税課税免除却下通知書」により申請者に通知します。

#### 5 取消し

課税免除の決定を受けた者について、免除の要件に該当しない事実が判明した場合は、免除決定を取り消し、「軽自動車税課税免除取消通知書」により申請者に通知します。

#### 6 現地調査

課税免除の決定のため、必要と認めるときは、現地調査、帳簿閲覧をする場合があります。

#### 7 提出・問い合わせ先

〒726-8601 府中市府川町315番地

府中市役所 税務課市民税係      T e l    0 8 4 7 - 4 3 - 7 1 2 1

※ この課税免除制度は、改正・廃止されることもあります。予めご了承ください。